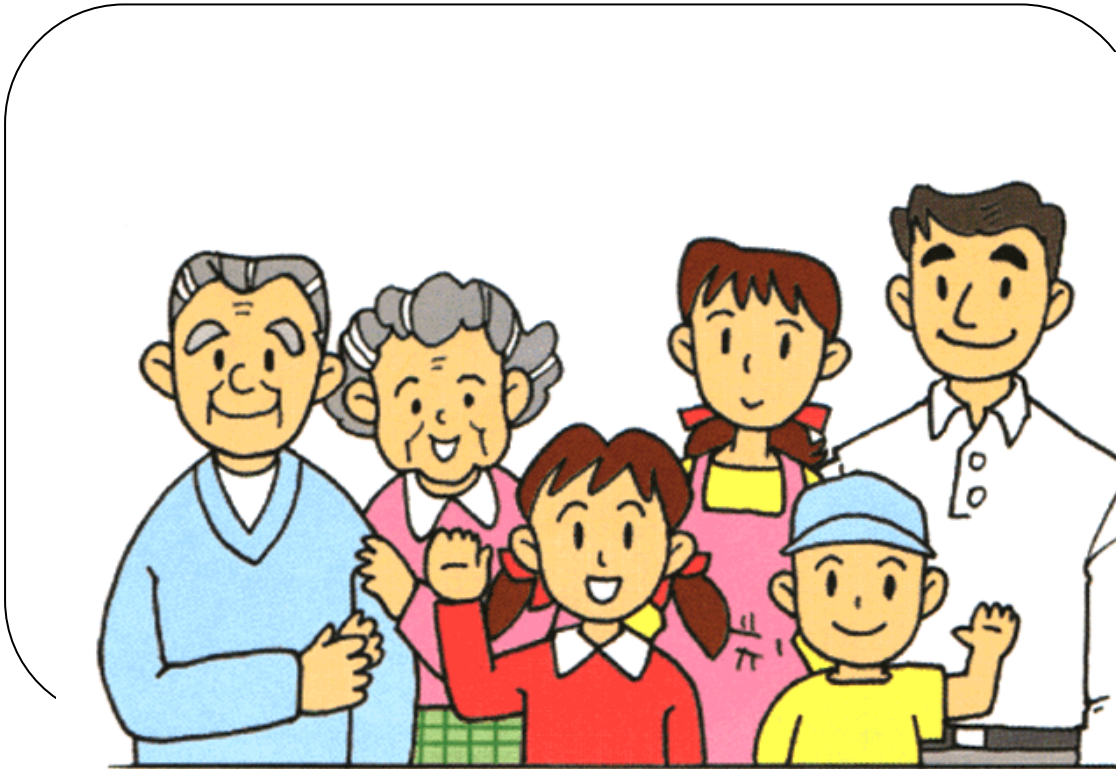


生活保護のしおり



せいかつ 生活

こま 困っているすべての方^{かた}に対して、その困っている状^{じょう}況^{きょう}と程度^{ていど}に応じて

けんこう 健康で文化^{ぶんか}的な最低^{さいてい}限度^{げんどう}の生活^{せいかつ}を保障^{ほしょう}するだけでなく、いちにち 毎日^{まいにち}早く^{はや}自分^{じぶん}

じしん 自身の力^{ちから}で生活^{せいかつ}できるように手助^{てだす}けをすることを目的^{もくてき}とした制度^{せいど}です。

そのためには、保護^{ほご}を受ける人^{ひと}が自分^{じぶん}の生活^{せいかつ}の維持^{いじ}・向上^{こうじょう}のために

さいだいげん 最大限^{さいだいげん}の努力^{どりょく}をすることが必要^{ひつよう}です。

ふくしじむしょ 福祉事務所^{ふくしじむしょ}は、保護^{ほご}を受けられた方^{かた}の自立^{じりつ}への努力^{どりょく}を支援^{しえん}しますので、

いちにち 毎日^{まいにち}早く^{はや}生活^{せいかつ}の立^たて直^{なお}しをされることを期待^{きたい}します。

ひほごしゃ けんり 被保護者の権利

せいかつ ほごほう さいていげんど せいかつ ほしやう ひほごしゃ けんり あた
生活保護法では最低限度の生活を保障するために、被保護者に権利が与えら
れています。

- ① せいとう りゆう ほごひ へ ほごう
正当な理由なく、保護費を減らされたり保護を受けられなくなることはありません。
- ② ほご しきゆう きんびん かぜい
保護により支給された金品は、課税されません。
- ③ ほご しきゆう きんびん また う と けんり さ おさ
保護により支給された金品、又はそれを受け取る権利は差し押えられません。
- ④ けつてい ほご ないやう なつとく あいちけんちじ たい ふふくもうした
決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して不服申立
てをすることができます。

ひほごしゃ ぎむ 被保護者の義務

せいかつ ほご しはら ひやう こくみん ぜいきん ほご てきせい う
生活保護で支払われる費用はすべて国民の税金です。よって、保護を適正に受
けていただくために、あなたとあなたのせたいいん ぎむ か
世帯員に義務が課せられます。

- ① ほごひ けいかくてき せいかつ いじ こうじやう つと
保護費を計画的に使い、生活の維持・向上に努めなければならない。
- ② ふてきせつ ほごひ しやう さ
不適切な保護費の使用（ギャンブル等）は避けなければならない。
- ③ つぎ ばあい かなら とど
次のことがあった場合には、必ず届けなければならない。
 - ・ しゆうにゆう しゆうしよく てんしよく ねんきん てあて しおくり ほけんきんなど
収入があったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り・保険金等）
 - ・ せたい にんずう か てんしゆつ てんにゆう しぼう しゆつせい
世帯の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
 - ・ たせいかつ へんか
その他生活に変化があったとき
- ④ ふくしじむしよ しどう しじ したが
福祉事務所の指導・指示に従わなければならない。
- ⑤ のうりよく びやうじやう おう はたら
能力・病状に応じて働かななければならない。

※ ぎむいはん ばあい ほご へんこう ていし はいし ばあい
※ 義務違反の場合には、保護の変更、停止または廃止する場合があります。

せいかつ ほご う 生活保護を受けるために

せいかつ ほご つぎ かつよう のうりよく しさん かつよう せいかつ
生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用しても生活に

こま ばあい ふそくぶん おぎな はじ てきよう
困る場合に、その不足分を補うために初めて適用されるものです。

① かどうのうりよく かつよう 稼働能力の活用

のうりよく おう しゅうろう つと
能力に応じて就労に努めること。

② しさん かつよう 資産の活用

とち かおく きょじゅうよう のぞく じどうしゃ せいめいほけん よちよきんなど しよぶん せいかつひ
土地・家屋・(居住用を除く)・自動車、生命保険や預貯金等は処分し、生活費
あ
に充てること。

③ ふようのうりよく かつよう 扶養能力の活用

ふようぎむしゃ ふうふ おやこ きょうだいしまい えんじょ せつきよくてき う
扶養義務者(夫婦、親子、兄弟姉妹)の援助は積極的に受けること。

みんぽうじょう ふようぎむ せきん も かた どうふくしじむしょ ふよう
民法上、扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養ができるか
どうかの照会(しょうかい)をします。

④ しゃかいほしょうせいどなど かつよう 社会保障制度等の活用

しょうびょうてあてきん こようほけん かくしゅねんきん じどうふようてあてなど う
傷病手当金や雇用保険、各種年金、児童扶養手当等で、受けられるものはす
べて受けること。

⑤ せたいたんい げんそく 世帯単位の原則

どういつ じゅうきよ きょじゅう せいけい いち もの げんそく どういつせたいいん
同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として同一世帯員として
ほご しんせい
保護の申請をすること。

⑥ ほうりよくだんいん 暴力団員でないこと

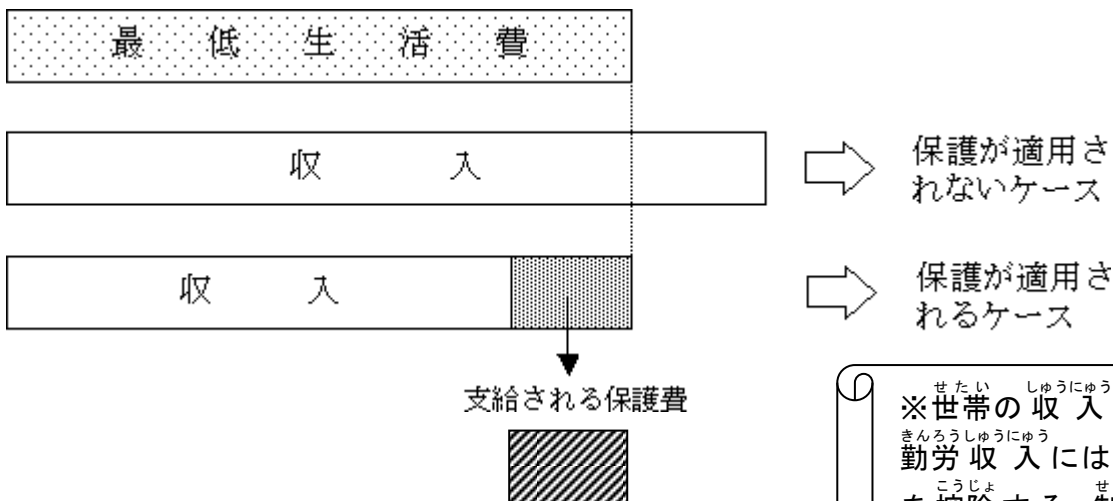
生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。各扶助費は、世帯を単位に支給され、住んでいる地域や家族構成に応じて基準額が異なります。

- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃等住まいの費用(共益費・ローンの返済は含まれません。)
- ③ 教育扶助 義務教育(小・中学校)の費用
- ④ 医療扶助 病院・診療所にかかる費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 出産に要する費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校の就学費用、仕事に就くための費用
- ⑧ 葬祭扶助 お葬式の費用

保護費の計算方法

保護費は、その世帯に必要なとされる扶助の基準の合計額(最低生活費)と世帯のすべての収入とを比較し、下図に示す計算方法で算定されます。



はたら 働くことについて

生活保護は自立を目的とした制度なので、自立に向けて能力と病状に応じて働いていただくことになります。

そこで、

- ・働く上で支障のない方には、各自の就職活動に加え、定期的に就労支援員による指導を行います。
- ・病気の方は、病院の医師の判断により、病状に合った就職活動をしていただきます。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって保護費は変更されますが、給与収入と保護費の合計額は最低生活費より増える仕組みになっています。よって、働く努力は生活の向上につながり、決して無駄にはなりません。

びょういん 病院にかかるとき



お薬は「ジェネリック」で
おねがいします

- ・病院（診療所）に行くときは、「健康保険証」の代わりとなる「診療依頼書」が必要になります。「診療依頼書」は、印鑑持参のうえ役場に出向き、所定の手続きをしてください。
- ・生活保護を受けている間は、原則医療費の自己負担はありませんが、収入によっては自己負担が発生する場合があります。また、役場の了解なく勝手に病院（診療所）に受診した場合にも、医療費（10割）を自己負担していただく場合があります。
- ・「診療依頼書」の有効期限は、発行日の月末までです。
- ・健康保険（社会保険等）の資格ができた場合は、すぐに届けてください。

ほごひ へんかん 保護費の返還

さ せま じじょう ありよく せいかつ ほご う
差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受け
ばあい きゆうふ ほごひ いりようひ ふく へんかん
た場合は、すでに給付された保護費（医療費を含みます。）を返還していただ
ひつよう
く必要があります。

たと つぎ ばあい
例えば、次のような場合です。

- ① しさん ばいきゃく
資産を売却したとき
- ② せいめいほけん かいはくへんれいきん ほけんきん う と
生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ かくしゆ ねんきん てあて う と
各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ こうつうじ こ じだんきん ほしょうきんなど う と
交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

じじつ ちが しんせい しゆうにゆう しんこく ふせい ほうほう せいかつ ほご
事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護
う
を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

じどうしゃ 自動車について

せいかつ ほご う あいだ じどうしゃ も うんてん げんそくきんし
生活保護を受けている間は、自動車を持つことや運転することは原則禁止
たにん じどうしゃ か うんてん みと
です。他人の自動車を借りて運転することも認められていません。

げんざいじどうしゃ も かた しょぶん ひつよう
また、現在自動車をお持ちの方は処分していただく必要がありますが、
とくべつ じじょう じどうしゃ ひつよう ばあい たんとういん そうだん
特別な事情により自動車が必要となる場合は、担当員に相談してください。



生活保護を受けている間の心得

「生活保護」は、年金や手当とは違います。精一杯努力しても、最低生活ができないときに初めて最低生活に足りない分だけ「保護」が受けられるという補足性の原理に基づいています。

わがままや勝手なことをして「保護」を受けることはできません。

「保護」を受けずに生活できる努力をしてください。また、身内の方から援助を受けられる場合には、積極的に受けてください。

わからないことや困ったときは、近くの民生委員さんや福祉事務所の担当員と相談し、「届出の義務」やそのほかの決められたことを守り、一日も早く自立できるよう努力してください。

よくある質問 Q&A



Q 患っていた病気も完治したのですが、働く気がわきません。働くとかえって、保護費が減らされるという噂を聞くのですが、本当でしょうか？

A 病気の完治おめでとうございます。確かに病気が治ったばかりでは、すぐに毎日働くことは難しいかもしれませんが、日々すこしずつ頑張ってください。

生活保護の目的は、あなたの自立です。福祉事務所も、あなたを応援していきますので、あなたもご自身の働くの力を活用してください。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって、保護費は変更されますが、最低生活費の合計額は、増える仕組みになっていますので、ご心配は無用です。

なお、あなたに働く能力があるにもかかわらず、活用されない場合、生活保護法第27条の規定に基づいて、福祉事務所がさまざまな指導をすることになっています。

Q 保護を受けていることを人に知られたくないのですが？

A プライバシーに関することは守秘されます。しかし、保護の制度上、民法上あなたの扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養できるかどうかの照会をします。

また、福祉事務所の職員以外に役場職員をはじめ関係する機関や地域の民生委員が保護の実施に関わったり情報を共有する場合がありますので、ご承知ください。

Q 実は、福祉事務所に内緒で、収入を申告せずに働いていたのですが、罰則はあるのでしょうか？

A それは、いけませんね。あなたには収入を申告する義務があります。生活保護法では、第78条で、不正な申告で保護を受けた場合を規定しています。あなたが受けた保護費は、一括で返還していただきます。

また、福祉事務所は法の第29条により、あなたの所得状況等を調査する権限をもっています。

◎ 詳しくは、下記の福祉事務所、または現在お住まいの町役場におたずねください。

●愛知県知多福祉相談センター（愛知県知多福祉事務所）

〒475-0902

愛知県半田市宮路町1-1

電話：0569-31-0121



あなたの世帯の担当は
_____です。

